

家庭内の高齢者虐待を防ぐために

高齢者と家族の生活を守るために
周囲の人の気づきと相談が大切!



広島県地域包括ケア推進センター
財団法人 広島県地域保健医療推進機構
広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター2階

平成24年作成

このようなことが虐待にあたります

高齢者虐待防止法で示された5つの虐待の種類と具体例を紹介します。

高齢者の虐待は、いくつかの種類が重複することが多いのが特徴です。また、虐待はエスカレートする傾向があります。

身体的虐待

体に外傷が生じる、または生じるおそれがある暴行を加えること

たとえば…

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、手足を縛る、薬を過剰に飲ませる

性的虐待

わいせつな行為をすること、させること
たとえば…

排泄の失敗などに対して、下半身を裸にして放置する

必要以上に体を露出させる

性器への接触やセックスを強要する

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしない

それによって高齢者の生活環境や健康状態・精神状態が悪化している

たとえば…

水分・食事を十分に与えず、脱水状態や低栄養の状態にする

掃除・洗濯などをせず、劣悪な住環境で生活させる

必要とする医療・服薬・介護サービスを制限する、使わせない

心理的虐待

高圧的な態度や言葉・拒絶的な対応などによって精神的苦痛を与えること

たとえば…

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子供のように扱う

排泄などの失敗に対して嘲笑したり、人前で話すなどして恥をかかせる、話しかけても無視する、聞こえないふりをする

経済的虐待

高齢者の生活に必要な金銭を渡さない、不当に制限する

高齢者の財産や金銭を、本人の同意なしに使用する

たとえば…

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

本人の年金や財産（預貯金・不動産など）を、本人の意思・利益に反して使用する

なぜ虐待が起こるのでしょうか…

家族が今の状況に至るにはさまざまな要因があります。

単純に虐待している人が悪いというわけではありません。虐待をされている人だけではなく、虐待をしている人を支援することも必要です。

気づかずに虐待をしてしまうこともあれば、病気や介護の知識がないために不適切な行為をしてしまうこともあります。

人間関係

以前から家族・親族の関係が悪い
介護のことで考え方が合わない
家族間の精神的依存や経済的依存

高齢者側の要因

認知症による言動の混乱
身体的自立度の低さ
疾病や障害
性格

虐待者側の要因

介護疲れやストレス
性格
疾病や障害
介護に関する知識不足
相談相手がいない
経済的な苦しさ



近隣との関係が希薄

周囲の人の
無関心

認知症などの病気への
偏見や理解の乏しさ

地域環境・社会環境

老老介護や
単身介護の増加

高齢者虐待防止の「虐待」の考え方は範囲が広い



高齢者虐待防止法の目的

高齢者虐待の防止や、養護者（家族など現に養護している人）を支援することにより、高齢者の権利・利益を守ることを目的にしています。

虐待防止のための対応

市町（行政）または地域包括支援センターが相談・連絡を受けた場合、虐待の程度や状況によって対応方法は異なります。福祉・医療・介護などの専門職が状況に応じた支援を行います。

●介護施設等における虐待については、市町（行政）が連絡先となっています。

認知症の理解不足が 不適切なケアや虐待につながることも！

認知症の介護は、家族・本人ともに大きなストレスを抱えていることがあります。介護者や周囲の人が認知症を正しく理解することで、本人の混乱を軽減することにつながり、介護者も対応しやすくなります。

認知症の中核症状 (原因疾患によっておこる症状)

記憶障害 同じことを何度も言ったり、尋ねたりする
認知機能の障害 時間や季節、自分のいる場所がわからない
実行機能障害 料理など手順を踏んで実行する作業ができない

このように
要因が加わると…

からだ 水分の不足、便秘、発熱、薬の副作用等
心 不安、孤独、過度のストレス、プライドの失墜等
環境 不適切な環境や刺激（音、光、暗さ、空間の広がりや圧迫感など）

認知症の人はいろいろな
影響を受けやすい！

行動・心理症状 (BPSD)

妄想・徘徊、排泄の混乱、攻撃的な言動、ケアへの抵抗、せん妄、大声、乱暴 など

- 認知症の方は、自分の体調不良に気づいて訴えることが困難ですので、周囲の人が気をつけておくことが大切です。
- 認知症は、原因疾患によって症状や治療が違うので、早めに受診することをお勧めします。

脱水症を軽く考えないで！

水分の補給が足りないと、高齢者はたちどころに脱水症になります。重症になると食事が摂れなくなったり、反応が鈍くなり、せん妄や意識障害、幻覚がおきることもあります。脱水症は、夏場だけでなく一年を通じて起こります。命にかかわることもあるので気をつけましょう。



地域みなさんの手助け・見守りが 高齢者と家族を支えます

近隣の人と日頃から
あいさつを交わしましょう



変だな?と思ったら
連絡をしましょう



困っている人を
見かけたら声をかけましょう

虐待を未然に防ぐために地域みなさんの気づきや見守りが大切です。早めに地域包括支援センターに相談しましょう。(P8~)

高齢者の虐待は、周囲には見えにくく、他者が口を出しにくいということもあります。しかし、虐待を防止することは虐待をしている人のためにも必要なことです。

高齢者虐待防止法に基づいた支援です

- 法律の正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。
- この法律では、虐待されている高齢者の人権を守るとともに、「養護者への支援」も謳っています。養護者とは「高齢者を現に養護する者」を言います。
- この法律では、介護施設等の従事者による虐待についても規定しています。介護施設等における虐待については市町に連絡してください。

「変だな？」と感じたら 地域包括支援センターへ連絡を！

高齢者の中には、辛くても不満があっても、自分で相談できない人がいます。大きな問題が発生する前に支援するためには、地域のみなさんの気づきが大切です。虐待はささいなことが積み重なって、問題が深刻化する傾向があります。「虐待の可能性はある」と思ったら早めに連絡しましょう。「虐待である」という証拠は必要ありません。連絡者の名前がわからないように対応します。

こんな気づき大切です。気づいたら早めに相談しましょう

ご近所に、こんな高齢者はいませんか？ チェックがついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。	
<input type="checkbox"/>	暴力を受けている、どなられる、年金をとられるなどの訴えがある
<input type="checkbox"/>	あざや傷があるのに、理由をきいてもはっきりしない
<input type="checkbox"/>	家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている
<input type="checkbox"/>	介護や病気などの相談する人がいないようだ
<input type="checkbox"/>	一人暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
<input type="checkbox"/>	高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
<input type="checkbox"/>	昼間でも雨戸がしまっている
<input type="checkbox"/>	家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
<input type="checkbox"/>	郵便受けが新聞や郵便物で一杯になっている
<input type="checkbox"/>	家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
<input type="checkbox"/>	暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる
<input type="checkbox"/>	高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
<input type="checkbox"/>	介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
<input type="checkbox"/>	高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
<input type="checkbox"/>	最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった
<input type="checkbox"/>	家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

高齢者の財産や生活を守るために 「福祉サービス利用援助事業 かけはし」や 「成年後見制度」が利用できます。

福祉サービス利用援助事業「かけはし」

認知症や精神障害、知的障害により判断能力が不十分な方の権利擁護を目的として本人との契約に基づいて、福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理などを行うものです。

制度の利用については、お住まいの市区町社会福祉協議会にご相談ください。

成年後見制度

認知症や精神上の障害によって判断能力が十分でない人に、成年後見人を選任し、本人を保護・支援する制度です。仕事内容は、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービスの利用、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって行います。

制度の利用にあたっては、本人、配偶者、四親等内の親族や市長・町長（行政）が、本人の住居する地域の家庭裁判所へ申立てを行います。

広島県地域包括ケア推進センター では・・・

助言者として、弁護士・社会福祉士を 市町や地域包括支援センターへ派遣しています

市町や地域包括支援センターから高齢者虐待や支援困難事例の相談を受け、必要に応じてケース会議等へ助言者として弁護士・社会福祉士を派遣し、対応困難な事例の支援をしています。

